

# 国立大学法人小樽商科大学営利企業役員等兼業審査委員会規程

(平成12年7月26日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人小樽商科大学の教員が、国立大学法人小樽商科大学に勤務する職員の兼業に関する規程（以下「兼業規程」という。）第5条、第11条及び第18条に基づく役員等兼業を申請するにあたって兼業審査を行うため、小樽商科大学営利企業役員等兼業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、兼業規程第7条、第13条及び第19条に規定する承認の基準等に従って審査する。

(組織)

第3条 委員会は、役員等兼業の申請があった場合、そのつど組織することとし、構成員は次のとおりとする。

- (1) 総務・財務担当副学長
- (2) グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門長
- (3) 申請のあった教員の所属する学科長
- (4) 学長が指名する者 若干名

2 役員等兼業の申請をする者が前項第1号から第3号に該当する場合は、委員になることができない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。